

令和4年瑞穂町教育委員会第4回定例会 会議録

令和4年4月28日瑞穂町教育委員会第4回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第24号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について

日程第4 報告事項1 臨時代理の報告について（令和3年度一般会計補正予算（第17号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）

日程第5 報告事項2 令和3年度瑞穂町教育委員会後援名義について

開会 午後1時30分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年瑞穂町教育委員会第4回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において2番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第24号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第24号については、4月の人事異動に伴い瑞穂町社会教育委員に欠員が生じ、校長連絡会から新たに選出されましたので、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、石坂隆文、住所及び生年月日等は記載のとおりです。任期は前任委員の残任期間、令和4年5月1日から令和5年4月30日までです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第24号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、報告事項1、臨時代理の報告について(令和3年度一般会計補正予算(第17号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について)、を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

令和3年度一般会計補正予算(第17号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨、同意したものです。

なお、本補正予算は令和4年3月31日専決処分されています。

詳細について、ご説明します。2枚おめくりください。高等学校等入学時奨学金ですが、補正前の額、246万円に対し、48万円を減額補正し、補正後の額を198万円としました。理由は、3月の補正予算では奨学金の支給予定者数を41人で見込み6万円増額し246万円としましたが、町税等の納付がなかったため、最終的に対象者が33人となったことから、不要となった8人分の奨学金を合計48万円減額したものです。

なお、1人あたりの奨学金の額は6万円です。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

鳥海教育長
鳥海教育長

ご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

日程第5、報告事項2、令和3年度瑞穂町教育委員会後援名義について、を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項2については、令和3年度における瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可について報告するものです。1枚おめくりいただき、令和3年度瑞穂町教育委員会後援名義使用一覧をご覧ください。

後援名義の使用を許可したのは、教育指導課6件、社会教育課9件、合計15件になります。

なお、事業名、主催団体、実施時期、実施場所及び実施目的については、表に記載のとおりです。

No.1につきましては、一旦許可しましたが、事業中止の連絡をいただいています。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

これらの名義を使用した催しの瑞穂町の子どもたちの参加があったのか。どの程度いたのかということ把握しているのでしょうか。それとも名義を許可することだけでそこまでは把握していないということなのでしょうか。

社会教育課長

社会教育課が所管する部分でございますが、後援名義をしているということで、瑞穂町だけの人数の把握、実績報告をいただいているところでございますが、そこまでのところは出てございません。全体の人数は把握しているんですけども、瑞穂町というところは、中には実績として挙げてくるところもあるんですけども、それか瑞穂町単独でやっているとわかるんですけども、広域でやっているものについてはわからないのが現状でございます。例えば、No.6の「参加・体験・感動！ふれあいこどもまつり」ですけども、こちらアウトリーチのみで1か所はあすなろ児童館を予定していたんですけども、コロナでできなくて、長岡コミュニティセンターで実際やりまして、こちらが12名ということで把握しているところでございます。

以上でございます。

統括指導主事 教育指導課案件でございますが、報告書はいただいておりますが、総参加人数をいただいておりますが、瑞穂町で何名という形ではいただけない形になります。

以上でございます。

村上委員 なかなか他のところまで行って参加するというのは難しいのかもしれないですけど、できればいろんな人と学び合いをして深めるということは非常に有益なことなのかなと思いますので、もしかしたら、せっかく名義を許可しているにもかかわらず、周知があまり、知られていないところがあるかもしれないなと思いますので、そのへんをどういうふうにこれからそういう催しがあるということを皆に知ってもらうか、工夫をしてもらえればと思います。

社会教育課長 社会教育課関係の9件なんですけれども、主に各コミセンとか公共施設にはチラシとかを置かせてもらっています。また、小学校、中学校が対象のものにつきましては、学校にチラシを置いていただくとか、ポスターの掲示をお願いしたり、個々にお問い合わせしたりとかするなどしてPRしているところでございます。

鳥海教育長 補足いたします。後援名義につきましては、様々なパターンがあるんですけれども、後援の範囲の上限を決めているところでございます。一番簡単なところでは、ただ、名義をくださいというものがございます。そのほか、チラシ等を置かせてください、その次が配付してください等がございます。それ以上の例えば、施設使用料の減免までも求めるような場合は、今はやっていない状況なんです。それが瑞穂町の中だけで該当するということであるならば、住民提案型事業と合致するということになるので、そこでいくばくかの使用料の減免あるいは事務費的なものを少し補助するという制度に移行するという構えになっていきますので、特に広域的なもので瑞穂町教育委員会に後援を求めてくるものについては、ほとんどが名義だけであります。

また、実績報告につきましても必ずいただいているわけなんですけれども、その中では収支の報告、それから参加者の報告になるわけなんですけれども、そこでは人数等の報告しかこちらでは要求していないというのが現状です。

以上です。

村上委員

ありがとうございます。例えば、2番の理科実験教室のようなものは、もしできれば小学校の理科の担当の先生が積極的にこういうことがあるよ、ということで子どもに伝えていただいて、参加してみたいなという子どもの目を向けるような工夫をしていただけると、せっかくこういうことがあるとわかっていたならば、後押ししてあげるような働きかけをしてほしいなと思ったので。

鳥海教育長

この催しは何回か後援名義がきていて、今年も許可しました。ただ、私立の学校法人が無料でやるから後援名義も申請があれば許可できますけれども、ある意味その学校のPR的なこともあるわけですね。それが有料であれば門戸を閉じるしかないんですけれども、というようなところで非常に微妙なものもあります。また、かなり広域的にやっていて、果たして瑞穂の子ども達、あるいは人が参加するのかなというところも、実際はあるわけですね。そのへんが、相手が求めてきたときにこちらの基準に合致すれば許可をしますので、そういう意味ではこの後援制度については、なかなか全部を積極的にできない状況かなと考えています。

鳥海教育長

ほかにご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和4年瑞穂町教育委員会第4回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午後1時45分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員